

第90回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成25年6月11日(火) 14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 総務省共用1101会議室

3 出席者

座長 大森 彌

秋山 收

加藤 陸美

谷 昇

(総務省) 行政評価局長 宮島 守男

大臣官房審議官 岩田 一彦

行政相談課長 田名邊 賢治

行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

- ① 職業訓練受講給付金の支給要件である交通費の取扱いの見直し(新規)
- ② 特許審査着手前に特許出願を取り下げた場合における特許出願審査請求手数料の返還(新規)
- ③ 行政書士試験の出願後における試験会場の変更(継続)
- ④ 災害共済給付金の支給対象の明確化(継続)

(2) 報告

- ① AEDの設置拡大、適切な管理等(あっせん)
- ② 郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化(あっせん)
- ③ 自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮(あっせん)
- ④ 軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付(あっせん)
- ⑤ 地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進(回答)

5 議事概要

(1) 事案

① 職業訓練受講給付金の支給要件である交通費の取扱いの見直し

<<事案の概要>>

私は現在、求職者支援制度で職業訓練を受けており、平成25年3月19日にハローワークへ職業訓練受講給付金(以下「給付金」という。)の申請に行った

ところ、給付金を支給できないと言われた。

理由は、「配偶者の当月の給与が 25 万円を超えているから」というものであり、確かに私の妻は、平成 25 年 3 月の給与に半年分の交通費（10 万円以上）の支給があったため、25 万円を超えてしまっていた（妻の給与は同年 3 月 15 日に支給）。

ハローワークは、「交通費を 6 等分して給与明細書に記載してもらうように会社に言ってほしい」と説明しているが、妻はパートという立場もあり、会社への融通が利かない状況である。

そもそも交通費は必要経費であり、収入の算定に当たっては、交通費を控除して審査してほしい。また、交通費を収入認定するとしても、交通費が一括支給された場合には、該当月で按分して算定してもらいたい。

（谷委員）

交通費とは、実費なのか。

（事務局）

実費である。

（大森座長）

収入は、世帯全体の収入でみているということか。

（事務局）

個人と世帯と両方で確認している。

（大森座長）

「個人で月収 8 万円以下」の中に、交通費が含まれることは有り得るのか。

（事務局）

本人が実際に就労しているのであれば、収入に勤務先から支給される交通費が含まれることは有り得る。

（大森座長）

今回のケースは、それに該当するのか。

（事務局）

今回のケースは、世帯全体の収入（配偶者の収入）が対象となり、該当しないが、規定上は有り得るようになっている。

（秋山委員）

交通費が収入算定対象に含まれているのは、少し異質な感じがする。

（加藤委員）

やはり、おかしいのではないか。

（谷委員）

矛盾だらけである。

（事務局）

「労働基準法第 11 条の賃金の定義で、「名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの」に交通費が入る」という主張を厚労省はしている。

(秋山委員)

それは主として労働者保護の観点からの制度であって、今回の給付行政と趣が違うのではないかと思う。

(加藤委員)

4 ページの表 2 に書かれている、問 28 の「事業主より支給されるいわゆる交通費（通勤手当）」というのは、何か「一律いくら」と決めたような手当てのことなのか。

(事務局)

事業所によって名称が異なるので、「名称如何に関わらず、実際の通勤の際に要するもの」を指しているようである。

(大森座長)

5 ページの 3 (2) では、交通費の扱いを、分割か一括かを選択する方向で検討中としているが、分割を強制すると、それによってまた不利益を被るケースも生じうるので、一定の考慮が必要である。

(事務局)

5 ページの 3 (2) の注 1 にも書いてあるが、一括したものを分割すると、各月の収入が基準を超えてしまう場合がある。例えば、相談者の場合は、交通費を 6 か月分まとめてもらっていて、3 月の給与額だけが基準を上回るので、その月だけもらえないのであるが、これを 6 等分して 1 か月ごとに分割した時に、例えば 25 万円を毎月 5 千円ずつ超えてしまうようになると、各月とも給付金が出せなくなるという考え方もあるようだ。

(加藤委員)

「ある月にまとめて交通費を支給される方が良い」という人も、中にはいるということか。

(秋山委員)

それはあくまでも交通費を収入に算定するという前提の中で、「何が合理的か」という話である。それであるとすれば、選択制という話になるが、その前提として、そもそも交通費を収入に算定することが妥当かどうかという話がまだ残っている。

(加藤委員)

こうなると、論点 (1) に絞られると思う。

(大森座長)

もし交通費を外せということになれば、論点 (1) にあるように、本来の趣旨からみて、現在の扱いに合理性を欠いているのではないかと立論する必要性

がある。妥当性を欠いているとみえるので、「職業訓練期間中の生活支援制度として、交通費を含めるのはいかがなものか」といった感じだろうか。

(秋山委員)

「本来右から左へ出て行く、働くためのコストだから」ということか。

(大森座長)

3 (1) で、「妥当性を欠くものではない」では少し自信なさそうな、一呼吸置いた表現という印象を感じる。「何ら問題はない」という書き方をすればいいのに。この案件は、制度の趣旨からみても、これはいかんという傾向が強いのので、厚労省で現在検討していることを含めて、この論点2つについて、事務局から詰めていただきたい。

(秋山委員)

この給付金の根拠は補助金給付要綱か何かに基づいているのか。

(事務局)

法律に基づいた制度となっている。

(秋山委員)

7 ページに書かれている法律（注：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）の第7条2項に「支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める」とあることから省令で定められていると。そうなると、改正はそれほど困難な話ではないかと思う。

(加藤委員)

この給付金の実績としては、どれぐらいあるのか。

(事務局)

支給実績については3 ページに書いてあり、平成24年度は5万5,000人ぐらいで、253億円ぐらいとなっている。

(秋山委員)

抽出的にチェックすれば、どれぐらいの支出増、負担増になるか分かると思う。

(大森座長)

この案件はあっせんの方向で、少し詰めてみるべきだと思う。

② 特許審査着手前に特許出願を取り下げた場合における特許出願審査請求手数料の返還

<<事案の概要>>

特許出願審査請求については、審査請求件数が多いことから、審査請求の2～3年後に審査に着手されることがあるが、その間に権利化の必要性が低下した等の理由から、特許出願を取り下げることがあるところ、審査請求手数料は、半額（※）しか返還されないこととなっており、審査をしていないにもかかわらず

らず、審査請求手数料が半額しか返還されないのは納得できない。

そのため、例えば、審査請求時には審査請求手数料を納付せず、審査着手前に改めて特許出願人に審査を求める意思があるか否かを確認し、その意思がある者のみが審査請求手数料を納付することとし、審査着手前に特許出願を取り下げた場合には、審査請求手数料を納付しなくてもよいような仕組みにすべきである。

※ 審査請求手数料「118,000 円に 1 請求項につき 4,000 円を加えた額」の半額の「59,000 円に 1 請求項につき 2,000 円を加えた額」

(加藤委員)

審査期間が非常に短くなってきているというのは、相当努力しているようだが、今はどれくらい時間がかかっているのか。

(事務局)

いま現在は、17 か月程度になっている。

(加藤委員)

そうなると、それほど長い期間ではない。

(秋山委員)

特許庁の努力もあるだろうが、出願件数自体が景気の反映等もあり減少気味なので、それも審査期間の短縮に利している。

資料 6 ページの 3 (5) のアで「年間 36 万件という件数の全てについて、1 件ごとに再度、審査を求める意思確認をすること」と書いてあるが、これは別に誰も言っていないのではないか。

(事務局)

相談者自身が相談の中で改善の提案としているものである。

(秋山委員)

これが合理的だという話ではないが、事務局の改善案は、先行技術調査の有無によって返還額を変えるという案があるのではないかというものだが、先行技術調査に着手したかどうかという偶然の事実にかかって返還額が決まるものであり、法律上の制度としては、なじみにくいのではないか。

私が考えるとすれば、例えば、審査請求後、半年以内とかあるいは 1 年以内の取下げの場合には返還額を多くし、時間が経過して、1 年なり 2 年経過後の取下げの場合には返還額を少なくするという二段構えがあり得ると思うが、相談者は、時間が経過するにつれて、技術が陳腐化し、特許の価値がなくなるとしており、その方向とは逆行する。要するに、早めに取り下げれば多く返還し、遅めに取り下げれば少なく返還するということだが、これは、相談者の考え方とは合っていない。

問題は、平均で 1 年半かかっているところ、その間に技術が陳腐化すると

ということなので、審査期間の短縮が図られれば、このような問題は解決していくのではないか。

審査請求手数料の返還制度の目的は、迅速かつ的確な審査をしていくということであり、その方向が達成されつつある現状においては、法律を変えてまで審査請求の取下げを促すというほどの実益はない。

(秋山委員)

先行技術調査の相当部分をアウトソーシングしている。

(大森座長)

アウトソーシングに出したのであれば、実費がかかる。

(秋山委員)

ただ、アウトソーシングに出したか出さないかで返還額が変わるというのは、おかしな制度である。

(谷委員)

返還額が半額であることは、相談者は知っているのか。

(事務局)

半額が返還されるということは、知っている。

(加藤委員)

特許制度の意義に鑑みると、ある程度まとめて処理するというのは、仕方がない話であり、取下げの場合は半分返還するというのも、理由がある。

(大森座長)

まず、第一に、相談者の改善の提案は、妥当性を欠いている。事務局が努力しているのは、それ以外の改善方策はないだろうかということだが、問題点が多くなかなか難しい。

(秋山委員)

この問題に関する限りでは、審査の迅速化というのが基本的な改善策であり、その方向に向かっている以上は、特段、この問題を取り上げる実益は大きくない。

(大森座長)

本件については結論が出たと考える。

③ 行政書士試験の出願後における試験会場の変更

<<事案の概要>>

平成24年度の行政書士試験の受験手続をインターネットで行ったが、転勤により、出願時に申し込んでいた試験場での受験が困難になった。このため、当該試験を実施している財団法人行政書士試験研究センターに対して試験会場の変更を求めたが、会場の変更は認めていないということであった。

私のように転勤等で試験会場の変更を希望する者もいると思うので試験場の

変更を認めてほしい。

(大森座長)

社会保険労務士以外の試験で、調べる必要のある試験はあったか。

(事務局)

司法試験、弁理士、社会保険労務士は会場の変更を認めているが、いわゆる「士業」について調べた際に、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士といったものが挙がってきた。資格試験は数が多く、精査する必要があるものの、調査対象はもう少し増えることが予想される。

また、前回の会議で秋山委員から、「他の試験はどう考えるのか」といったご指摘があったことも踏まえると、本件について何らかの対応を行うのであれば、「今回は行政書士に関する相談だったので、他の試験については調査しない」とは考えていない。

(秋山委員)

資料の中で、出願から一次試験までの期間が、弁理士だけ突出して短いにも関わらず、試験会場の変更を認めている理由は何かあるのか。

(事務局)

弁理士は試験の会場数及び受験者数が限られており、窓口も特許庁の一箇所のみとなっていることが要因と考えられる。

しかし、他の試験は司法試験を除き、外部団体による委託や、試験業務の実施を民間の団体に競争入札でお願いするという形をとっている。

(秋山委員)

行政書士と社労士の比較について伺ったが、出願の開始から一次試験までの期間は、30日ほど社労士の方が長いですが、社労士は試験会場の変更期間が約30日ある。「出願してから変更を認めないまでの期間」は、ほぼ同じと考えて良いか。

(事務局)

試験までの日数については意図的に決めているわけではなく、試験実施までに必要な作業日数として、社会保険労務士は行政書士よりも約30日多く要するとしている。しかし、業務の都合で長期間受験者に拘束した場合、転勤などで住所が移動する可能性があるため、その期間については試験会場の変更を認める。司法試験も同じ理由であり、択一試験以外に予備試験などの他の試験を実施しているため、これらを理由に試験会場の決定が遅くなるのは不合理ではないかという考えで変更を認めている。

(秋山委員)

司法試験で試験会場の変更を認めない期間はどれぐらいか。

(事務局)

40～50日は、試験会場の変更を認めない期間としている。

(秋山委員)

会場の変更を認める試験であっても、弁理士試験を別とすれば、認めない期間については概ね同じという理解で良いか。

(事務局)

作業の流れとしては行政書士試験と変わりはない印象を受けている。

(大森座長)

他の試験を調べてから改めて結論を出すのか、それとも一応の方向性を示すのか。

(事務局)

担当も他の試験について広く意見を聴取しているところである。しかし、納得できる話が聴けていないのが実情。

(大森座長)

事務方には申し訳ないが、調べられるものは可能な限り調べていただき、その上で次回の会議に改めて議論する形で良いか。

(事務局)

調査した結果を次回ご報告させていただきたい。

(大森座長)

本件については、次回で一定の結論を出すこととしたい。

④ 災害共済給付金の支給対象の明確化

<<事案の概要>>

県立A高校（以下「A高校」という。）に通学している3年生の娘が、同校内で実施された模擬テストを受験後、帰宅途中で交通事故に遭い、右手首を骨折し、病院で通院治療を受けた。

このため、災害共済給付金の請求に必要な書類を、A高校を通じて県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出したが、県教委からは業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ書類も返却された。

模擬テストは、A高校の校舎を使い、A高校の教員が立ち会っていることから、学校行事の一環であると考えられるので、災害共済給付金が支給されるようにしてほしい。

(事務局)

本件につきましては、これまでのスポーツ振興センターの周知等が模擬テストによる事故については給付の対象とならないというような誤解を与えるような内容であったことによるものなので、見直しを求めるあっせんを行いたいと事務局としては考えている点と、もう一つは、センターでは今回の相談者の

事案については、個別に対応すると言っているので、相談者に改めて申請を出すことを促したいと考えている。

(谷委員)

事務局の考え方でいいと思う。

(秋山委員)

私も異議ありません。

(大森座長)

本件については、あっせんの方で事務局は対応してもらいたい。

(2) 報告

- ① A E Dの設置拡大、適切な管理等(あっせん)
- ② 郵便ポストの取集時刻における土曜日の表示の明確化(あっせん)
- ③ 自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮(あっせん)
- ④ 軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付(あっせん)
- ⑤ 地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進 (回答)

※委員から発言なし。

以 上